令和4年度 柏崎市農業委員会第29回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会第29回総会 議事録

- 1 日 時 令和4年10月31日(月)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
 - 議第2号 農地法第4条許可申請について
 - 議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
 - 議第4号 農地法第5条許可申請について
 - 議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定に ついて(農地中間管理事業の特例事業 県農林公買入分 県営経 営体育成基盤整備事業 西山町和田地区)
 - 議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定に ついて(農地中間管理事業の特例事業 県農林公売渡分 県営経 営体育成基盤整備事業 五日市・内方地区(大坪換地区))
 - 議第7号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
 - 議第8号 令和4年度農業者年金加入推進活動について
 - 報第1号 公告内容等の変更について
 - 報第2号 農用地利用集積計画(移転)参考資料(農地中間管理事業分)について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

山﨑事務局長

ただ今から、第29回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集した ものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山﨑事務局長

委員数は19人であります。欠席報告1人、現在の出席委員数は18人で、過半数であるこ

とを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は26人であります。

議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会 会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を 議長が指名することに御異議ございませんか。

- 異議なしの声あり -

議長

それでは、2番 灰野 善栄委員、18番 阿部 隆一委員の2人を議事録署名委員に指名 します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」、申請番号3が、農地利用最適化推進委員 ○○ ○○委員に関する案件ですので、他の案件と分けて審議します。

では、申請番号1から2までの案件について、事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について、申請番号 1 から 2 の案件について御説明いたします。

申請番号1 吉井地内、畑、7筆、計167.3 ㎡。送水管施設敷、使用収益権(区分地上権) の移転です。

本件につきましては、新潟県が設置した用水路を、柏崎土地改良区に譲与したことに伴うものでございます。

申請番号 2 加納地内、田、2 筆、計 1,212 ㎡。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1から申請番号2までについて、それぞれ地区担当の委員、農地会議代表者、事務局の大橋係長、和田主任が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

- 意見・質問なし -

議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請番号1から2までの案件を許可処分と 決定することに御異議ございませんか。

- 異議なしの声あり -

議長

議第1号の申請番号1と2の案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、申請番号3の案件の審議を行います。

当該案件は、農地利用最適化推進委員 〇〇 〇〇委員に関する案件ですので、〇〇委員の退席を求めます。

-○○委員退席-

議長

では、事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 1 ページを御覧ください。申請番号 3 の案件について、御説明いたします。

申請番号 3 細越地内、田、2 筆、計 2,968 ㎡。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号3について、それぞれ地区担当の委員、農地会議代表者、事務局の大橋係長、和田主任が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませ

んか。

- 意見・質問なし -

議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請番号3の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

- 異議なしの声あり -

議長

議第1号の申請番号3の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

- ○○委員入室 -

議長

○○委員に退席を求めましたが、申請番号3の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

次に、「議第2号 農地法第4条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書2ページを御覧ください。議第2号 農地法第4条許可申請について、御説明いた します。

申請番号1 西山町大崎地内、2筆、畑、計276㎡。宅地の拡張。第2種でございます。 本件につきましては、申請者の先代が、自宅敷地に隣接する申請地において、昭和35年 頃より自宅の増改築を行い、宅地と一体利用していたことから、今回、従前の違反転用状態 に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号2 中田地内、田、154 m²。宅地の拡張。第3種でございます。

申請地につきましては、申請者が所有する住宅に隣接しておりますが、一部傾斜地となっていたことから宅地保全を目的に昭和50年頃より地盤を補強するための土留めを施工し、庭として宅地と一体利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の3ページのとおり、特に 問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

- 意見・質問なし -

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

- 異議なしの声あり -

議長

議第2号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第3号 農地法5条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書3ページを御覧ください。議第3号 農地法第5条 事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号1 下田尻地内、田、661 m²。貸露天資材置場。第3種でございます。

申請地につきまして、当初は貸事務所及び駐車場として利用する予定でしたが、想定していた需要がなく計画を中断していたところ、給排水関係の管工事業を行う〇〇〇が資材及び重機等の置場を必要としていることから、当初計画を変更して、貸露店資材置場に変更するものです。なお、申請地につきましては、今年に入ってから既に同社に貸し出され、貸露店資材置場として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認承認を求めるものです。

申請番号 2 平井地内、4 筆、田、計 4,084 ㎡。天然ガス採収用地。第 2 種でございます。申請地につきましては、天然ガス採収用地として、現在 6 筆 4,349 ㎡が転用許可を受けております。このうち 2 筆が、後に御審議いただきます「議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 9」の「ブルー水素・アンモニア製造・利活用 実証試験場プラント建設敷地」としての利用が必要となったことから、当該 2 筆を除いた 4 筆 4,084 ㎡に転用面積を縮小するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更 承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ 下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

- 意見・質問なし -

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

- 異議なしの声あり -

議長

議第3号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第4号 農地法第5条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書4ページを御覧ください。議第4号 農地法第5条許可申請について、御説明いた します。

申請番号1 扇町地内、田、465 m²。一般個人住宅。第3種でございます。

申請番号2 橋場町地内、畑、234 m²。一般個人住宅。第3種でございます。

申請番号3 松波一丁目地内、畑、72 m²。一般個人住宅。第3種でございます。

申請地につきましては、以前より、渡人が一般個人住宅の敷地として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号4 北条地内、田、65 m²。宅地の拡張。第3種でございます。

申請地につきましては、受人が所有する作業所敷地に隣接しておりますが、以前より作業所敷地の一部及び駐車スペースとして宅地と一体利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。転用許可後は、申請地を作業所敷地の一部及び駐車スペースとして利用する他、一部を冬囲いの資材置き場及び雪捨て場として使用する予定となっております。

申請番号 5 西山町石地地内、畑、148 m²。宅地の拡張。第 2 種でございます。

本件につきましては、申請者が申請地に隣接する住宅及び宅地を購入して移住するに当たり、申請地を庭兼家庭菜園として宅地と一体利用する計画となっています。

申請番号 6 松波二丁目地内、2 筆、畑、計 441 ㎡。貸駐車場及び家庭菜園。第 3 種でございます。

本件につきまして、受人は申請地に隣接する宅地を所有しており、〇〇〇が運営する喫茶店兼就労支援施設の敷地として同法人に貸し出しています。申請地の一部につきましては、平成20年頃より、同施設の顧客及び従業員用の駐車場として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。受人が申請地を取得した後は、隣接する施設敷地と併せて同法人に貸す出す形をとり、駐車場としての利用のほか、一部は施設利用者のための家庭菜園として利用される予定です。

続きまして、議案書5ページを御覧ください。

申請番号7 西山町大崎地内、2筆、畑、計382 m²。駐車場。第2種でございます。

本件につきまして、受人は申請地の隣接地において〇〇〇を運営しておりますが、繁忙期やイベント開催時等において従業員や出店者の駐車スペースが不足していることから、申請地を駐車場として利用するものです。

申請番号8 南条地内、畑、46 m²。駐車場。第2種でございます。

本件につきまして、受人は南条地内で自動車整備販売業を営んでおり、令和4年7月8日付で社員及び受託車両用の駐車場を目的とした農地転用許可を受け、現在造成を行っております。当該駐車場は、今回の申請地に接する部分が不整形かつ傾斜となっていることから、駐車場の保全及び有効利用を目的に申請地を駐車場用地とするものです。

申請番号 9 平井地内、53 筆、田及び畑、計 15,853.22 ㎡。ブルー水素・アンモニア製造・利活用 実証試験場プラント建設敷地。第2種でございます。

議第3号 第5条事業計画変更承認申請 申請番号2に関連するものです。

受人につきましては、天然ガスの生産等の事業を行っておりますが、同社の平井ガス採収 所に隣接する申請地において、天然ガスを用いた水素及びアンモニア製造並びに水素発電 に関する実証試験を行うためのプラント建設を計画しております。原料となる天然ガスは、 平井ガス採収所のほか、同社が経営する長岡市の南長岡ガス田から供給される予定です。

本件につきましては、3,000 ㎡を超える農地転用となりますので、本総会の議決をもって、 県農業会議に諮問いたします。また、3,000 ㎡を超える開発であることから、農地転用許可 申請と並行して、都市計画法に基づく開発行為許可申請がなされております。

県農業会議への諮問の結果、異議がない場合、会長の専決により、都市計画法に基づく開発行為許可と同日付けで本件の許可が決定となることを、併せてお諮りさせていただきませ

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の5ページのとおり、特に 問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

- 意見・質問なし -

議長

なければ質疑を終了いたします。それでは、議第4号の申請案件について、許可処分と決 定することに御異議ございませんか。

- 異議なしの声あり -

議長

議第4号の申請案件について許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 西山町和田地区)」事務局の説明を求めます。

山﨑局長代理

議案書6ページを御覧ください。議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 西山町和田地区)、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業(新潟県農林公社 買入分)、(県営経営体育成基盤整備事業 西山町和田地区 関連)。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、所有権移転登記完了後10日以内。7、対価の支払方法、譲渡人の指定口座に振り込む。8、対象農用地の面積、田(3筆)2,041.00㎡。9、関係人の数、受人1人(新潟県農林公社)、渡人1人。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和4(2022)年11月18日。農用地利用集積計画の明細は7ページに記載のとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定すること に御異議ございませんか。

- 異議なしの声あり -

議長

議第5号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 五日市・内方地区(大坪換地区))」御審議いただきますが、報第1号と関連がありますので、 先に「報第1号 公告内容等の変更について」事務局の報告を求めます。

山﨑事務局長

議第7号の説明に入る前に、報第1号の説明をさせていただきます。

議案書の30ページを御覧ください。

9月30日に開催の第28回柏崎市農業委員会で審議をした「議第4号 農業経営基盤強化 促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」で、農林公社の買入分で、五日市・ 内方地区(大坪換地区)の議案を御決定いただきました。変更した理由が2番目にあります が、総会終了後に、譲渡人から当事業から辞退したいとする旨の申し出がありました。それ を踏まえて、買入当事者である受人の農林公社と協議した結果、辞退を申し入れることとし たため、変更させていただいております。

変更の内容としましては、1 の (1)、議案書の 4 ページに該当がありますが、渡人が 28 人で、田んぼの筆数が 110 筆 102,629.60 ㎡と変更になります。

議案書の8ページには、該当の方の申請番号が20とありますが、その部分を削る形になります。

公告の年月日が、11月18日を予定しておりましたので、公告に間に合うようにこのような手続を取らせていただきました。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の、事務局からの報告を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はありませんでし

ようか。

- 意見・質問なし -

議長

なければ質疑を終了いたします。報第1号の報告を終了いたします。

議長

次に「議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 五日市・内方地区(大坪換地区))」の案件が、農業委員 〇〇 〇〇委員に関する案件でありますので、〇〇委員の退席を求めます。

- ○○委員退席 -

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

山﨑局長代理

議案書 8 ページを御覧ください。議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 五日市・内方地区(大坪換地区))、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業(新潟県農林公社 売渡分)、(県営経営体育成基盤整備事業 五日市・内方地区(大坪換地区)関連)。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、所有権移転登記完了後10日以内。7、対価の支払方法、譲渡人の指定口座に振り込む。8、対象農用地の面積、田(110筆)102,629.60㎡、畑(2筆)196.00㎡。9、関係人の数、受人1人、渡人1人(新潟県農林公社)。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和4(2022)年11月18日。農用地利用集積計画の明細は9ページに記載のとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

- 意見・質問なし -

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定すること に御異議ございませんか。

- 異議なしの声あり -

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。退席を求めました○○委員の 入室を求めます。

- ○○委員入室 -

議長

○○委員に退席を求めましたが、申請案件は事務局の説明のとおり決定いたしました。

議長

次に、「議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。

山﨑局長代理

議案書 10 ページを御覧ください。議第 7 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

農地中間管理事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分 農地中間管理事業。2、権利の種類、農地中間管理権(賃借権・使用貸借権)の設定。3、権 利の開始日、令和4(2022)年11月20日。4、権利の設定期間、3年・10年。5、対象農地 の面積、田、211筆、176,500.00㎡。6、関係人の数、受人18人、渡人65人、転貸人1人 (新潟県農林公社)。7、実施地区、柏崎市。8、公告予定年月日、令和4(2022)年11月18 日。明細は11ページから27ページのとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

- 意見・質問なし -

議長

なければ質疑を終了いたします。議第7号について事務局の提案のとおり決定すること に御異議ございませんか。

議第7号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第8号 令和4年度農業者年金加入推進活動について」事務局の説明を求めます。

力石主査

議案書 28 ページを御覧ください。議第 8 号 令和 4 年度 農業者年金加入推進活動について御説明いたします。

議第8号 令和4年度農業者年金加入推進活動について 令和4年度農業者年金加入推進活動については、別紙のとおり実施する。令和4(2022)年10月31日提出 柏崎市農業委員会長 石塚 道宏。

続いて、29 ページを御覧ください。合わせて、お配りしたファイルに入っているものも 御用意お願いいたします。

令和4年度 農業者年金加入推進活動計画ついて。1、加入目標数、1人(20歳~65歳)です。今年度から制度改正がございまして、加入年齢が引き上げられました。令和4年度新 潟県農業者年金加入推進活動基本方針の新規加入目標は1人と示されております。

- 2、加入推進対象者、20人。ファイルに同封されております「取扱注意」という紙がはいっておりますが、このとおり20名です。これは、本人が認定農業者であることや、過去の推進活動履歴、また、地元のことを熟知されている委員さんから情報提供をしていただき作成したものです。他に推薦したお名前もございましたが、加入要件に合わないというケースや、昨年度の活動の実績・内容を勘案して、事務局及び運営会議で決定しました。
- 3、加入推進活動強化月間。令和4年11月から令和5年2月とします。これは県下統一の加入推進月間と同じです。
- 4、推進活動班の編成。加入推進対象者の住所や耕作地をもとに、農業委員及び農地最適 化推進委員の班を決定しましたが、先ほどの名簿の裏に担当地区の分担等があります。
- 5、推進活動の方法。戸別訪問等によるチラシの配布とありますが、今回からは委員の皆様から対象になりそうな方を上げていただいて、事務局の方で整理するという方法を取りましたが、御提出いただいた数があまり多くありませんでした。地域に該当者がいらっしゃらない場合もありますが、今年から加入年齢が65歳に引き上げられたこともありますので、戸別訪問の対象者が少ない地域は、名簿の対象になっていない方にも制度の周知のために

チラシを配布してください。他の用事で立ち寄った際に、農業者のための年金の制度がありますのでチラシを見てくださいと、チラシを配布するだけでも結構です。その際にも、後程の報告に出てきますが、記録用紙に記入していただき、事務局に提出をお願いしたいと思います。

6、加入推進対象者への配布資料。このファイルの中に一番厚いものがありますが、これは配布資料ではなく、皆様方に農業者年金を知っていただくため、研修のための資料ですので、一人一冊ずつです。その次に、3種類のチラシがありますが、どの組み合わせで配っていただいても構いません。 (1) の「農業者年金て何?という方へ」のチラシですが、農業委員会事務局の連絡先が入っていなかったので作りました。

7、加入推進活動後の報告。推進活動を実施した農業委員(農地利用最適化推進委員)は、 一番最後についています「農業者年金加入推進記録簿」に記載し、必ず農業委員会事務局へ 提出してください。配布数は5部です。提出は総会の時で構いません。

8、その他ですが、(1) 名簿は個人情報ですので、取り扱いには注意してください。(2) 名簿掲載者以外の方にも、機会をとらえて配布してください。チラシが不足の場合は、事務 局へ連絡をください。(3) 加入推進活動の際は、新型コロナウイルス感染症予防に配慮して実施してください。

以上が、議題としてとりあげる具体的な内容です。

農業者年金は、厚生年金に加入できない農業者を対象に国民年金を上乗せして支給される政策年金です。ぜひ加入をお勧めいただきたいと思います。

御審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

- 意見・質問なし -

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 8 号について事務局の提案のとおり決定すること に御異議ございませんか。

- 異議なしの声あり -

議長

議第8号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「報第2号 農用地利用集積計画(移転)参考資料(農地中間管理事業分)について」事務局の報告説明を求めます。

山﨑事務局長

議案書 31 ページを御覧ください。報第 2 号 農用地利用集積計画(移転)参考資料(農地中間管理事業分)について、御説明いたします。

農地中間管理事業が転貸する耕作者の変更がありますので、一覧表のとおり報告をいた します。新潟県による公告を得まして、11月29日に新たな耕作者へ権利が移転されるもの であります。

報告は以上となります。

議長

ただ今の事務局からの報告を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。 - 意見・質問なし -

議長

ないようですので、報第2号の報告を終了いたします。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

山﨑事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後2時45分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議	長			
署名	委員			
翌夕-	禾吕			